

1. 件 名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所1号機及び2号機並びに玄海原子力発電所3号機及び4号機設計及び工事の計画（火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更）」【5】

2. 日 時：令和4年8月5日（金） 15時32分～17時46分

3. 場 所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官※、西内安全審査官、大塚安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、山下係長

九州電力株式会社：

原子力発電本部 部長※ 他12名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・川内原子力発電所第1号機及び第2号機並びに玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更）に係る確認事項

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

- ・川内原子力発電所第1号機及び2号機 玄海原子力発電所第3号機及び4号機 火災感知器追設工事に係る設計及び工事計画認可申請について（令和4年7月13日のヒアリング資料を使用）
- ・川内原子力発電所1号機及び2号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【火災感知器追設工事】（令和4年7月13日のヒアリング資料を使用）
- ・玄海原子力発電所3号機及び4号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【火災感知器追設工事】（令和4年7月13日のヒアリング資料を使用）

以上

| 時間      | 自動文字起こし結果  |
|---------|--|
| 0:00:00 | 原子力規制庁の西内です。それでは、九州電力株式会社の千田原子力発電所と玄海原子力発電所の設計及び工事計画認可申請。                              |
| 0:00:11 | 火災感知器バックフィットに係るもののヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。   |
| 0:00:18 | 衛藤。  |
| 0:00:19 | 今日は、   |
| 0:00:21 | 提出いただいている資料。   |
| 0:00:24 | 1、確認事項への回答とかが記載されたものにつき、基づいて事実確認を進めていきたいのですが、  |
| 0:00:31 | 基本的には資料、ある程度目を通していただきますので、こちらの方からの確認を進めていきたいと思いますが、                                    |
| 0:00:39 | 例えば資料でちょっとうまく表現しきれなくて補足しておきたい事項とか、冒頭でちょっとこれだけは最初に説明しておきたいとかっていう事故は何か九州電力の方からありますでしょうか。 |
| 0:00:52 | 九州電力小宮です。冒頭こちらからご説明する内容特にございませんので、よろしくお願いします。以上です。                                     |
| 0:00:59 | はい。規制庁西内です。了解しましたそれでは規制庁側から事実確認を進めていきたいと思いますが何かありますか。                                  |
| 0:01:09 | あ、規制庁大塚です。私からですね、まず初めに、ご提出いただいた審査資料の3ページからの設計フロー図について確認をしたいと思います。                      |
| 0:01:21 | まず一つ目の確認ですが、   |
| 0:01:24 | 全般的な確認ですが、3ページの左の方に設計フロー概略という、   |
| 0:01:31 | 図が書いてあって、今回、   |
| 0:01:35 | あと、①で火災感知器の選定②で、火災感知器の誤作動防止、③で火災感知器の設置、  |
| 0:01:44 | という分け方で、フローの方を作っていただけてますけども、   |
| 0:01:48 | これについて、(1)と(2)の部分が、要するに火災防護審査基準の2ポツ2ポツ1(1)①に対応していて、                                    |
| 0:01:58 | ③の設置のところが、   |
| 0:02:00 | 火災防護審査基準の2ポツ2ポツ1(1)②に対応している。   |
| 0:02:07 | という認識なんですけども、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:02:09 | 九州電力の方も同じ認識でしょうか。   |
| 0:02:13 | ご説明お願いします。  |
| 0:02:17 | 九州電力の後藤です。衛藤。   |
| 0:02:21 | 火災感知器の選定と火災感知器の誤作動の防止というところに関しましては、火災防護審査基準 2 ポツ 2 ポツ 1 (1) の①に関わるものになってございます。こちらご認識の通りです。        |
| 0:02:34 | 一方で火災感知器の設置というふうに書かせていただいておりますところについては、2 ポツ 2 ポツ 1 (1) の①の中の異なる感知方式の火災感知器等をそれぞれ設置するというところを含みますので、 |
| 0:02:48 | ①2 ポツ 2 ポツ 1 (1) ①②の双方を含むものとして記載しております。   |
| 0:02:56 | 以上になります。  |
| 0:03:02 | 規制庁大塚です。  |
| 0:03:04 | 基準、   |
| 0:03:06 | との整合のところの考え方について、承知しました。  |
| 0:03:10 | それでは次の確認になります。審査資料の 3 ページですね、火災感知器の選定の表について、今回  |
| 0:03:21 | 表の上のところ、感知器、  |
| 0:03:25 | と、あと感知器と同等の機能を有する機器ということで分けていただいておりますけど、これは感知器の方は、  |
| 0:03:32 | 消防検定品で、感知器と同等の機能を有する機器の方は、  |
| 0:03:38 | 検定品ではないものということでもよろしかったでしょうか。  |
| 0:03:45 | 九州電力の後藤です。ご認識の通りでございます。以上です。  |
| 0:03:51 | 規制庁大塚です。承知しました。   |
| 0:03:53 | そうしましたらこの一番上のところ 2、括弧書きで、   |
| 0:03:58 | 検定品、  |
| 0:04:00 | ということがわかるように記載いただいてもよろしいでしょうか。  |
| 0:04:06 | 九州電力の後藤です。感知器と記載しています方に検定品であることがわかる旨記載いたします。  |
| 0:04:14 | 以上です。   |
| 0:04:21 | 規制庁大塚です。  |
| 0:04:22 | 関連するところで、   |
| 0:04:25 | いろいろな、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:04:28 | ところで、火災感知器、   |
| 0:04:31 | という。  |
| 0:04:32 | 言葉を使っているんですけども、この表の感知器、   |
| 0:04:36 | と感知器と同等の機能を有する。   |
| 0:04:39 | 機器。   |
| 0:04:40 | というのは、  |
| 0:04:44 | 火災感知器という言葉とはどういう関係があるのでしょうか。  |
| 0:04:49 | 両方を含んで、火災感知器と言ってるのか、それとも片方について、   |
| 0:04:54 | 火災感知器と言っているのか、その辺の整理をご説明ください。   |
| 0:05:00 | 九州電力の五藤です。火災感知器という単語につきましては、感知器と、感知器と同等の機能を有する機器の双方をまとめて故障する文言として使用しております。      |
| 0:05:14 | 以上です。   |
| 0:05:19 | 規制庁大塚です。承知しました。   |
| 0:05:22 | 藤。  |
| 0:05:23 | その辺の言葉の整理、  |
| 0:05:25 | 定義がですねわかるように、   |
| 0:05:28 | 審査書のどこかに記載していただいてもよろしいでしょうか。  |
| 0:05:33 | 九州電力の五島です。了解いたしました。   |
| 0:05:40 | すいません河西室長のサイトウなんですけれども、感知器という言葉は、基本的には障防法農場の検定品を指す言葉だと。                         |
| 0:05:50 | いうふうに理解しています。今の3ページの表のですね感知器と同等の機能を有する機器という欄のところに、                              |
| 0:06:01 | 感知器という用語をですね使用されてるのが、これがですね非常に  |
| 0:06:07 | 綿Cの目から見るとですね不自然に見えるんですね。  |
| 0:06:12 | 実際には、ここは検定品ではないというご説明ですので、感知器という言葉を使わないで欲しいというふうに思ってます。さらに言うと、                  |
| 0:06:23 | 一番の火災感知器の選定といった場合の火災感知器っていうのは、基本的には検定品の選定に見えるんで、大飯のときの大井の資料等を見ていただければと思うんですけども、 |
| 0:06:36 | そのこの用語の整理ですねそこをですねきちっと、   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:06:42 | 火災感知器等とかです感知器等とかですいろいろな用語の使い方はあるかと思えますので、   |
| 0:06:49 | きちっとです感知器等、それから同等品、または  |
| 0:06:55 | 検出装置とでもいうんですかねそうした用語とかをですうまく組み合わせてですこここの用語、3ページの用語の整理をですすべてしていただきたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。              |
| 0:07:07 | 九州電力の後藤です。拝承いたしました感知器という文言自体が、障防法との兼ね合いで誤解を招く可能性がございますので、検出装置等の単語等を検討しまして、誤解のないような表現をするようにいたします。以上です。 |
| 0:07:32 | 規制庁大塚です。それでは続いて、少々お待ちください。  |
| 0:07:37 | 規制庁西内ですけどこの件で追加でお願いしたいんですけど。今火災感知器と感知器とあと件数措置、同等品です。  |
| 0:07:47 | の関係について整理し、明記するようお願いしたと思うんですけど、あわせて基本設計方針との関係で、火災感知設備っていう定義も出てくると思うんですよね。                             |
| 0:07:59 | なので火災感知設備と、   |
| 0:08:02 | 火災感知器の関係、それは火災感知設備の中に火災感知器とあと火災受信機盤というものが別に出てくると思うんですけどそういうのはそうした要望だと思うんですけど。                         |
| 0:08:12 | そういったその何ていうんですかね、いろいろと紛らわしい費用が結構出てくるので、ちょっと定義がわかるように明記、明確にしておいて欲しいと。                                  |
| 0:08:20 | 主には今言った火災感知設備、あと火災感知器との関係っていうところが主にわかるようには書いといていただければなと思います。  |
| 0:08:29 | その他あわせて明確化しておくべき定義があれば、一緒にその資料の中で、ステータキ明確にしておいていただければと思いますがお願ひしてもいいですか。                               |
| 0:08:40 | 九州電力の後藤です。笠井監事設備の文言も含めて整理いたしましてその他必要に応じて種整理すべき文言があればあわせて整理して審査書に反映いたします。以上です。                         |
| 0:08:57 | 規制庁大塚です。  |
| 0:09:01 | 先ほどの部分について、基本設計法線2、定義、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:09:06 | そういうことをまずご検討いただいて、いろいろな言葉が出てきましたので、もし可能であれば、審査資料の方にも、図等で、どういう関係それぞれの言葉がどういう関係なのかっていうのを示していただけると、        |
| 0:09:19 | わかりやすいと思います。  |
| 0:09:24 | では続いての確認。   |
| 0:09:26 | ですけども、審査資料の4ページの方お願いします。  |
| 0:09:35 | 4ページの、  |
| 0:09:37 | ③のフローのところの一番最初のところですね。  |
| 0:09:41 | DBの安全性及びSAの機能を火災によって損なわない。  |
| 0:09:46 | ために火災感知器が必要かというところなんですけど。   |
| 0:09:50 | このフローについて、設置壇。  |
| 0:09:54 | これに   |
| 0:09:55 | この判断位置付けた理由という。   |
| 0:09:58 | ところをご説明ください。  |
| 0:10:05 | 九州電力の後藤です少々お待ちください。   |
| 0:10:09 | 承知しました。   |
| 0:10:22 | 九州電力の五島です。この③の火災感知器の設置というふうなところに入ってきた段階において、各々のその感知区画の環境条件を踏まえて、  |
| 0:10:34 | どのような感知器がどのような感じで設置するか、どのように設置するかであったり、この不分岐においては、設置する必要があるかというところを判断しております、それはやはり換地区画の環境上設備の設置状況等踏まえて、 |
| 0:10:49 | 判断できるものになってきますので、こちらにフローの中でこちらの位置に位置付けております。以上です。   |
| 0:11:07 | 規制庁大塚です。今回のフロー全体でいうと、まず①のところに火災感知器の選定という、   |
| 0:11:15 | ところがあって、①では、  |
| 0:11:18 | 今回、   |
| 0:11:19 | その使う感知器のすべてのラインナップがされ、  |
| 0:11:24 | いて、   |
| 0:11:25 | そこから選定するという流れになってるかと思うんですけど、今回のその③の、  |
| 0:11:33 | 最初のフローについては、設置しないという、   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:11:37 | フローの流れ。   |
| 0:11:39 | がありますので、  |
| 0:11:41 | これ③のところに位置づける。  |
| 0:11:45 | というよりも、   |
| 0:11:47 | ①の選定の前、   |
| 0:11:50 | に位置づけるべきではないかなという認識なんですけども。   |
| 0:11:56 | 九州電力としてはどう考えてますでしょうか。   |
| 0:12:04 | 九州電力の後藤です。  |
| 0:12:07 | 今、火災感知器の選定というところにおいては今回の当社プラントに於いて、設置する火災感知器をラインナップするという意味合いで、火災感知器の選定を行っております、 |
| 0:12:20 | ③の設置のフェーズに置いて、設置方法であったり環境条件等を含めて、選定してきたラインナップした感知器から選択して最終的に設置を行うような、           |
| 0:12:31 | 流れで設計をしています。  |
| 0:12:34 | 設置に選定におきましては何か特定のエリアをとというよりも、   |
| 0:12:44 | 基本なのか基本じゃないのかとか、あと環境条件等でやってるところの分類にカテゴライズして、感知器をラインナップしてございまして、                 |
| 0:12:54 | 実際にその感知区画ごとの環境条件を考え始めるのが、設置のフェーズになりますので、こちらに今入れてるんですが、                          |
| 0:13:03 | いかがでしょうか。今のご説明でいかがでしょうか。  |
| 0:13:12 | 規制庁大塚です。都丸さんのこの最初のフローについては、   |
| 0:13:17 | 基準でいうと、   |
| 0:13:19 | どこに位置付けられる内容になるのでしょうか。  |
| 0:13:26 | こちらはですね火災防護審査基準には入らずに、江藤技術基準の本則 11 条とか 52 条の本訴腔の適合を目指すために、                      |
| 0:13:39 | 解釈の柱書を用いて設計するところの、  |
| 0:13:44 | 分岐になります。  |
| 0:13:46 | 以上です。   |
| 0:13:51 | 規制庁大塚です。そうすると最初の確認で、  |
| 0:13:56 | 都丸さんについては、火災防護審査基準の 2 ポツ 2 ポツ 1 (1) の①と丸 2 該当するというお話があったと思うんですけど、先ほど、           |
| 0:14:06 | 話だと、  |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:14:08 | 火災防護基準に基づくものではなくって、   |
| 0:14:11 | 技術基準、   |
| 0:14:13 | 柱書の方に紐づくということでしょうか。   |
| 0:14:22 | 九州電力の五島です。衛藤先ほど火災感知器の設置について2ポツ2ポツ1(1)の①②含みを示すものですよというふうにご説明をいたしました。 |
| 0:14:34 | より丁寧な言い方をすればその  |
| 0:14:38 | 大社くうの柱書を用いた設計等0102を含むフローになるかと思えます。なります。以上です。                        |
| 0:14:52 | 規制庁大塚です少々お待ちください。   |
| 0:14:58 | 規制庁オオツカレスも出しました。  |
| 0:15:01 | ③については、設置方法について判断するフローだと思うんですけど、まずその設置方法を判断するフローに、                  |
| 0:15:10 | 設置しないことが入ることは不適切じゃないかなと考えております。                                     |
| 0:15:19 | 環境条件等を踏まえて、3節するかどうかを判断するのであれば、この③の設置方法のところじゃなくて、それをもっと下の、           |
| 0:15:29 | 部分に位置づけるべきでありますし、   |
| 0:15:34 | 選定よりも前に、もう最初っから   |
| 0:15:38 | 設定しないという判断をするのであれば、丸一井よりも前の部分で、                                     |
| 0:15:43 | 設置しないことを、   |
| 0:15:46 | 判断すべきだと考えているんですけど、いかがでしょうか。   |
| 0:15:52 | 九州電力の後藤です。藤オオツカ様おっしゃるようにその設置方法を検討するという堀ズーを、主立った目的としたところがございますので、    |
| 0:16:04 | 設置しない設計というの、より適切な場所についてちょっと、もう一度持ち帰って検討させていただきたいと思えます。              |
| 0:16:13 | 以上です。   |
| 0:16:23 | 規制庁大塚です。承知しました。   |
| 0:16:25 | 少々お待ちください。  |
| 0:16:39 | 規制庁お疲れ様でした。   |
| 0:16:42 | このフローの流れについて、   |
| 0:16:45 | 基準や技術基準、  |
| 0:16:49 | 基づいて判断されると思うんですけど、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |   |
|---------|---|
| 0:16:53 | どこがどの基準や、   |
| 0:16:55 | 規則に基づいて、  |
| 0:16:57 | 判断してる部分なのかっていうのがわかるようにフローに記載。   |
| 0:17:02 | を検討してください。  |
| 0:17:06 | 九州電力の後藤です。基準に対して、フローの該当箇所がどこがフローに対して、基準のどこが該当するのかがわかるようにフロー、工夫して記載するようにいたします。以上です。        |
| 0:17:27 | 規制庁大塚です。ではどうも、続いての確認があります。  |
| 0:17:31 | し、審査資料の、  |
| 0:17:33 | 5ページと6ページのところなんですけども、   |
| 0:17:38 | 5ページでいうと、下のところのオレンジの、   |
| 0:17:42 | 記載なんですけど、特定の範囲内で感知できるよう設置または兼用という言葉があるんですけど、ちょっとこれは具体的に何を意味しているのか。                        |
| 0:17:51 | ご説明お願いします。  |
| 0:17:56 | 九州電力の五島です。衛藤。   |
| 0:18:00 | 今回従前の言い方で言いますと十分な保安水準を確保した設計におきまして、火災感知をある特定の範囲、感知区画、                                     |
| 0:18:13 | 高天井だったり高線量となる特定の感知区画であったり、もしくはその感知区画特定の感知区画を含む火災区域や火災区画という特定の範囲、それを特定の範囲というふうにさせていただきますが、 |
| 0:18:27 | その特定の範囲内で感知することで、SADBの安全性であったりSAの機能というのを確保できる設計としてございますので、そういった各、                         |
| 0:18:39 | 監事区画ごとの設備の設置状況によりますが、そういった特定の範囲内で感知できるように火災感知器を設置もしくは兼用して火災を感知することとしておりますので、              |
| 0:18:51 | そういった旨で記載しております。  |
| 0:18:54 | 以上です。   |
| 0:19:04 | 規制庁オオツカです少々お待ちください。   |
| 0:19:11 | あ、すいませんお待たせいたしました葛西室長の齋藤ですけども、今ご説明いただいたところっていうのは、おっしゃる意味としては別の言葉で言い換えると、                  |
| 0:19:22 | 要は、し、   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:19:27 | 付けるんだけれども、消防法施行規則通りではなくって、消防法施行規則で求めているような網羅性であるとか、それ。                                  |
| 0:19:37 | とも、それからあと感知器省令とかで求めるような感知性能ですかねそうしたものを、   |
| 0:19:43 | 網羅するような形で設置しますと、というようなことをおっしゃっているという理解でよろしいのでしょうか。                                      |
| 0:19:54 | 九州電力の後藤でございます。そうですね接ちいしたり兼用したりする感知器、ここの感知器の感度等については、                                    |
| 0:20:05 | 規格省令に基づいたものになりますしその感度が発揮できる設置方法において設置した感知器になります。で、それらの感知器を用いて、                          |
| 0:20:18 | 例えば、高天井エリア内においては火災の感知っていうのが、消防法施行規則等と同じレベル間では達成できないんですけども、                              |
| 0:20:29 | 少なくともその範囲、感知区画の中で漏れなく確実に感知できるであったり、その菅地区から流れ出た煙を少なくとも火災区域内火災区画内では漏れなく確実に感知できるようにというふうな、 |
| 0:20:43 | 設計の意図で記載した文言でございます。   |
| 0:20:47 | 以上になります。  |
| 0:21:09 | 規制庁大塚です。先ほどの点について、今後のヒアリング等で、具体的な設計等を確認しながら、先ほどの表現が適切かどうか。                              |
| 0:21:18 | もあわせて確認させていただきたいと思います。  |
| 0:21:23 | 九州電力の五島です。了解いたしましたよろしく願いいたします。  |
| 0:21:31 | はい。規制庁大塚です。では続いての確認になります。   |
| 0:21:35 | 審査資料の6ページの方お願いします。  |
| 0:21:43 | 6ページの右下のところに、シンプル配管室という記載があって、こちらについてはフローの流れでいうと、放射線の影響による故障の懸念があり、                     |
| 0:21:55 | かつ、発火性、引火性雰囲気である環境条件、   |
| 0:22:00 | ということなんですけど、  |
| 0:22:03 | で、こちらでは非アナログ式の防爆型の煙感知器を選定しているということなんですけど、3ページのところの表に戻っていただくと、                           |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:22:22 | えっと放射線量。  |
| 0:22:24 | 放射線影響がある環境条件で、煙感知器、   |
| 0:22:29 | の欄が今バーになっているんですけど、  |
| 0:22:32 | 先ほどのシンプル配管室のフローだと。はい。放射線の影響による故障の懸念があるっていうところもイエスになっているので、  |
| 0:22:41 | ここは、非アナログ式の防爆型の煙感知器が、   |
| 0:22:47 | 入るべきではないかなと考えているんですけど九州電力の認識としてはいかがでしょうか。   |
| 0:22:56 | 九州電力の五島でございます。  |
| 0:22:59 | 非アナログ式の煙感知器一部設置することとなっております。シムラ配管原価 34 号機のシンプル配管室の一部においては、その懸念がない。ポイントがございますのでそこに設置する煙感知器について、さしたものでございました。 |
| 0:23:17 | なので   |
| 0:23:18 | フローの中において換地区画ごとにこのフローを流してございますがそのフロアの管理規則の一部においてそういった環境条件の異なるスポット的な箇所があることについてちょっと表現できていない。                 |
| 0:23:30 | ためにちょっと今誤解を招いてしまったのかなと思うんですけども、防爆型の煙感知器につきましては、放射線影響によって故障の懸念がございますので、3 ページの表について修正することは、                   |
| 0:23:44 | ないこととなります。以上となります。  |
| 0:23:55 | 規制庁大塚です。  |
| 0:23:57 | ①の表のところに、   |
| 0:24:00 | 馬場のままだでもいいんですけど、何か注記か何かで一部は採用するというような表現をしていただく。   |
| 0:24:08 | こともできないでしょうか。   |
| 0:24:11 | 九州電力の後藤で 5 後藤です。江藤そそういった記載今、  |
| 0:24:18 | 大塚様のご発言いただいてそういった記載もあるなというふうに思い直しましたので、少し記載を見直し検討させていただきたいと思います。  |
| 0:24:26 | 以上です。   |
| 0:24:31 | 規制庁大塚です。承知しました。   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:24:36 | よろしければ、続きまして、十分な保安水準、火災の感知に係る設計要件、  |
| 0:24:43 | の確認に行きたいと思います。  |
| 0:24:47 | 審査資料の9ページをお願いします。   |
| 0:24:56 | まず基本設計方針の   |
| 0:24:59 | 8ページからの   |
| 0:25:02 | 比較表なんですけども、   |
| 0:25:05 | 括弧B火災感知器の設置方法の  |
| 0:25:09 | 上に括弧A、  |
| 0:25:10 | が入ると思うんですけど、  |
| 0:25:14 | この表では省略しているんですかね。   |
| 0:25:16 | これもただ単に抜けているだけでしょうか。  |
| 0:25:20 | 九州電力の後藤です。今回のヒアリングコメント回答の資料として各Bの内容が、衛藤修正に修正箇所該当してございましたので、                     |
| 0:25:32 | 当間Bに関わる2章、1ポツ1ポツ1(2)ポツから入りまして、両括弧のAにつきましては今回の見直しに該当しなかったため省略記載を省略させていただきました。    |
| 0:25:46 | すいません省略したという旨の記載がなかったため誤開までいたしまして、申し訳ありません。以上です。                                |
| 0:25:55 | 規制庁大塚です。承知しました。今後、設計フローが固まってきたら、全体的にですね、その基本設計方針の方と見比べをしますもので、ヒアリング資料としても省略せずに、 |
| 0:26:07 | 基本設計方針は全体を、   |
| 0:26:09 | つけるようにしてください。   |
| 0:26:13 | 先ほどの言葉の定義の件で、この括弧Aのところに、その定義、   |
| 0:26:19 | するという考えもあるかと思しますので、その辺も含めて、ご検討ください。   |
| 0:26:27 | 九州電力の後藤です。了解いたしました。今後省略することなく、記載するようにいたしますまた両括弧Aの動き、用語の定義等も検討いたします。以上です。        |
| 0:26:40 | 規制庁大塚です。9ページの方なんですけど、   |
| 0:26:47 | 火災の感知に係る設計要件①ですね、基本設計方針の中で、イのところの表記になりますけど、火災感知、                                |
| 0:26:56 | 設備以外の   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:26:58 | 火災防護対策により、火災の影響を限定する設計とあるんですけど、   |
| 0:27:04 | 影響軽減の内容になってまして、ここのパートが火災の感知及び消火、  |
| 0:27:11 | のところなので、  |
| 0:27:15 | ですけど、ここにですね、影響軽減、   |
| 0:27:18 | に係る記載をした理由をまず説明お願いします。  |
| 0:27:26 | 九州電力の五藤です。こちらの備考の方にですね、消火設備及び影響軽減対策というふうに記載してございましてご認識の通り                   |
| 0:27:37 | 左ちゅ、真ん中の列の火災感知設備以外の火災防護対策というのが、消火設備及び影響軽減対策というところを指してございませす。こちら農地影響軽減対策も含めて |
| 0:27:51 | 記載してございますのは、保安水準を確保した設計において、D B S Aの機能を維持するために、影響軽減対策、系統分離対策に、              |
| 0:28:04 | 頼るところがございませすので、そういった旨で  |
| 0:28:08 | 瀬島今回から設計要件というふうな言葉を定義いたしましたはその設計要件を満足するために、消火設備もそうですし、影響軽減対策というところも相まって、    |
| 0:28:20 | A Bの安全性S Aの機能というものを損なわないようにできますので、そういった意味合いで記載しております。以上です。                  |
| 0:28:35 | 規制庁大塚です少々お待ちください。   |
| 0:28:41 | 規制庁お疲れ様でした。この記載については、現時点で基準の記載と違う、整理で書かれているという。                             |
| 0:28:51 | 認識があるんですけども、今後の審査で、   |
| 0:28:54 | ちょっと詳細に確認していきたいと思ひます。   |
| 0:29:00 | 九州電力の後藤です。  |
| 0:29:02 | すいませんちょっと少し私の説明が足りないところがあったかと思ひましたので、少しだけ補足させていただきたいのですがよろしいでしょうか。          |
| 0:29:12 | お願いします。   |
| 0:29:14 | すいません今回ですねデービーの安全性及びS Aの機能、   |
| 0:29:20 | 戸塚さんによって損なわないことを防ぐことっていうのをまず設計の目標としておきました。で、この設計の目標を達成する設計として、今イとロ、         |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:29:32 | 項の記載をしております。なのでこの1項6号というのは、デービーの安全性SAの機能を損なわないための必要な設計を記載してございます。で、                              |
| 0:29:42 | 江藤浅井感知器として、これ、この時に求められる設計というのを、  |
| 0:29:49 | 以降6の下の文章において、火災の感知に係る設計要件①②というふうなコア①というふうに記載させていただいております。  |
| 0:29:59 | 一応補足の説明は以上になります今後審査していただく中で、   |
| 0:30:07 | また指標が必要に応じて修正させていただければと思いますよろしくをお願いします。  |
| 0:30:19 | すいません葛西室長の齋藤です。今の説明も話としてはわかりました。ただですね先ほどからちょっとお話してる通りさっきのフロー図の話もそうなんですけれども、                      |
| 0:30:36 | 書きぶりについてはですね結構   |
| 0:30:40 | きちっと火災防護審査基準との関係で、どのように考えどこに記載するのかというのはですね結構重要なところだと思っています。なので、                                  |
| 0:30:50 | 今後ですね  |
| 0:30:53 | 先ほどの3ページのフロー、3ページからのフローの話とあわせてですね、ここのぶりのここの書きぶり等についてですねまたいろいろとですね確認をさせていただければと思っております今日のところはですね、 |
| 0:31:07 | 3ページのフローの話のところも含めてですね整理しないと多分ここ最終的に整理できないと考えておりますので、   |
| 0:31:15 | ちょっと今後の議論を踏まえてですね、改めてここの整理をしたいと思っております。それでよろしいでしょうか。   |
| 0:31:23 | 九州電力の後藤です。了解いたしました。ありがとうございます。フローとの結びつき強い意見も認識してございますので今後フローと一緒に修正をかけていくことで、よろしくをお願いします。以上です。    |
| 0:31:43 | 規制庁大塚です。続いて保安水準の記載について確認します。   |
| 0:31:51 | 前回のヒアリングで、   |
| 0:31:54 | もれなく確実にという意味合いが入るようにというコメントをしましたけども、今回、追記されたのが、確実にという、   |
| 0:32:03 | ことバーになってるんですけど、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:32:06 | 漏れなく確実にじゃなくて確実に、  |
| 0:32:09 | というワードを選んだ考え方について説明をお願いします。   |
| 0:32:15 | 九州電力の五藤です。確実にという単語につきましてはそのまま   |
| 0:32:22 | 再々活用させていただきます。で、もれなくというところにつきましては、入れてないというよりも表現をちょっと変えて記載してございまして                             |
| 0:32:32 | 換地区画内で発生した火災をっていうふうに感じすべき火災の対象を明確にすることで、それを感知するんですよということでもれなくという表現になるかと思ひまして、現在のような記載といたしました。 |
| 0:32:49 | 現在記載しているところの表現の意図としては以上になります。   |
| 0:32:59 | 漏れなくというのを、今ご説明させていただいたところで認識しておりましたが、少しもし、もれなくという単語の  |
| 0:33:09 | 意味合いが、私の方に誤認がございましたらご指摘いただけますと、再度検討いたしますので、よろしく願いいたします。                                       |
| 0:33:21 | 規制庁大塚です。  |
| 0:33:24 | 漏れなく確実にっていう、  |
| 0:33:26 | 部分に関して、もれなくっていうところは完成区画内で発生した火災っていうところで守れなくて意味合いをしてることで、                                      |
| 0:33:35 | この記載については   |
| 0:33:37 | 先ほど齋藤室長がおっしゃった、   |
| 0:33:39 | ことと一緒にですけども、今後の審査の方で、具体的なところ、   |
| 0:33:45 | 確認していく。   |
| 0:33:46 | 中で、   |
| 0:33:48 | 確認させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。  |
| 0:33:53 | 九州電力の五島です。よろしく願いいたします。  |
| 0:33:57 | 以上です。   |
| 0:34:14 | 規制庁大塚です。  |
| 0:34:17 | 続いての確認ですけども、  |
| 0:34:20 | 設計要件①イのところ、   |
| 0:34:24 | 異なる感知方式の  |
| 0:34:27 | 火災感知器及びっていうふうになってて、   |
| 0:34:31 | 土曜日の  |
| 0:34:32 | 前の、   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:34:33 | 内容について、文章のどこにかかっているのかってところがちょっとわからなかったので、                                  |
| 0:34:39 | 説明を。   |
| 0:34:41 | お願いします。火災感知器をどうするのかという、  |
| 0:34:46 | 意味の言葉が抜けてるように見えるんですけども、その辺の考え方について説明をお願いします。                               |
| 0:34:56 | 九州電力の後藤ですすいません少々お待ちください。   |
| 0:35:00 | 承知しました。  |
| 0:35:45 | 九州電力の後藤です。   |
| 0:35:48 | まず及びなんですけれども、及びがつなげておりますのは、火災感知器と、   |
| 0:35:55 | それ以外の火災防護対策というこの二つを予備でつないでおります。  |
| 0:36:00 | で、火災感知器については   |
| 0:36:04 | 特定の範囲内で確実に感知できる位置に設置する。  |
| 0:36:08 | 火災感知器というふうなことで   |
| 0:36:12 | 説明を記載しておりますが、すいません、回答になっておりますでしょうか。  |
| 0:36:25 | 規制庁大塚です。   |
| 0:36:27 | 火災感知器、   |
| 0:36:29 | 等火災感知設備以外の火災防護対策ってところが、及びで繋がっている。  |
| 0:36:35 | ということで、つまり火災感知器、   |
| 0:36:40 | の後に繋がるのは、  |
| 0:36:42 | 先ほどの説明だと火災感知器により火災の影響を限定する設計っていうふうになってしまいますけど、                             |
| 0:36:51 | そのような認識でよろしかったですか。   |
| 0:36:55 | 九州電力の後藤です。そう高い感知器と、それプラスですね火災感知器及び、  |
| 0:37:04 | それ以外の火災防護対策これこれら二つつうの、文書、単語でいうとこの二つの単語によって、火災の影響を限定する設計というふうなことで記載してございます。 |
| 0:37:17 | 以上です。  |
| 0:37:21 | 規制庁ツカベそうすると、   |
| 0:37:23 | 及びでつないでいる。前半の文章と後半の文章はいずれも、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |  |
|---------|--|
| 0:37:29 | 影響軽減の内容ということでしょうか。   |
| 0:37:47 | 規制庁大塚です。ちょっとご回答聞く前は、及びの前の部分については、  |
| 0:37:53 | 感知に係る  |
| 0:37:55 | 内容で、土曜日以降については影響軽減の内容、   |
| 0:37:59 | なのかなという認識だったんですけど、いかがでしょうか。  |
| 0:38:05 | 九州電力の後藤です。衛藤。  |
| 0:38:08 | こちらはですね火災の感知と後が火災の影響軽減ということで分けているものではございません。   |
| 0:38:19 | ちょっとこの火災の影響を限定するという単語がちょっとあまり適切ではなかったのかもしれないんですけども、一応この火災の感知というのと、それ以外の火災防護対策っていうところで、 |
| 0:38:32 | DBSAの機能を損なわないようにするっていうことで、   |
| 0:38:38 | 損なわないようにする設計という意味合いでちょっと記載したものになってございます。   |
| 0:38:48 | 規制庁大塚です。承知しました。  |
| 0:38:51 | 及びより後の、  |
| 0:38:54 | 記載については今後の審査で確認していくと先ほど言ったんですけど、   |
| 0:39:00 | その前の火災感知器の   |
| 0:39:03 | 記載について、  |
| 0:39:04 | それに繋がる。  |
| 0:39:07 | 最後の分より火災の影響を限定する設計と部分についても、  |
| 0:39:13 | これで適切な表現かどうかっていうところは、今後の審査で確認させていただきます。  |
| 0:39:21 | 伊勢電力後藤です。了解いたしました。   |
| 0:39:31 | 規制庁大塚です。   |
| 0:39:33 | 続きまして、炉の方の設計要件なんですけども、   |
| 0:39:39 | これは設置しないこと。  |
| 0:39:42 | について書かれてますけど、  |
| 0:39:48 | とこで書くべきは、  |
| 0:39:51 | 設置する保安水準を書くべきだと認識しているんですけども、   |
| 0:39:56 | 設定しないことをここに書いた考え方について説明をお願いします。  |
| 0:40:05 | 九州電力の後藤ですすみません、少々お待ちください。  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:40:09 | 承知しました。   |
| 0:40:37 | 九州電力の五島です。ここの文章がですね設置するための設計要件を書いているわけでは、   |
| 0:40:46 | なくてですね、設計目標を達成するための手段として、土肥であれば設置する設計であれば、設置しない設計でも大丈夫だっていうところの話を記載したものでございます。        |
| 0:40:59 | 以上です。   |
| 0:41:06 | 規制庁大塚です。  |
| 0:41:08 | 記載の考え方について、承知しましたところに関しても、今後の審査で、詳細な設計等を確認する中で確認させていただきます。                            |
| 0:41:20 | 了解いたしました。よろしくお願いします。  |
| 0:41:40 | 規制庁大塚です。あと、このイと口のすぐ上に書いてあるただし書きなんですけども、ところの記載についても、                                   |
| 0:41:50 | この感知消火のパートに書くべきかどうかというところも含めて、今後の審査でちょっと確認させていただければと思っています。                           |
| 0:42:02 | あと、保安水準については以上になります。  |
| 0:42:05 | 少々お待ちください。  |
| 0:42:12 | あ、すみません、火災室の齋藤です。今までのところでですね大体3ページから11ページまでで一つのカテゴリとして全体ちょっと議論を聞かせていただいて、             |
| 0:42:26 | 少し私自身がわからなかったところがあるのでちょっと全体見通しでわからなかったところ順に教えていただければと思っています。                          |
| 0:42:36 | まずフローの部分なんですけれども、   |
| 0:42:41 | 一番わかりやすいのは4ページですかね4ページのところを見ていただければと思うんですけども、左側2、                                     |
| 0:42:51 | 設計フロー概略の話があって、赤でくくってる部分と青でくくってる部分の二つがあるんですけども、  |
| 0:42:58 | これ結局両方とも設置方法について、   |
| 0:43:05 | 話をされていて、結果として、一番最後、各ページの一番下に色をつけてあるところで、  |
| 0:43:14 | 結果がただただ書いてあるだけのように見えるんですけども、どうしてもその青、青枠の中に入っている火災感知器の選択という言葉を入れないと、やっぱり九州電力さんとしては説明しき |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
|         | てないっていうふうに考えておられるんですかねちょっとその考え方をもう一度教えてください。   |
| 0:43:35 | 九州電力の後藤です。   |
| 0:43:40 | まず火災感知器の線選定のところでは衛藤。   |
| 0:43:45 | 何か個別のエリアに応じた個別エリアの環境条件を踏まえて何かその段階でせ、選定しているとその下、設置する関係を決定しているという、                                 |
| 0:43:58 | わけではなく、今ちょっと設計の中で考えているのは設置接Gの段階において一般エリアなのかとか、   |
| 0:44:09 | もしくは一般高天井エリア高線量エリアなのかというふうな、その設置の方法が、  |
| 0:44:15 | 決まった後にですね、個別エリアにおいてそれぞれ  |
| 0:44:21 | 運営火災を考慮して粉じん等の影響がないのかであったり、発火性引火性雰囲気等を考慮して、防爆型を選ぶべきなのかというその選定したラインナップした感知器の中からでも、                |
| 0:44:33 | 感知器を持ってくるための行為があるというふうに考えて、今この選択という青はくうのフローを記載しておりますが、   |
| 0:44:44 | これは総じて設置の考えなんじゃないかと言われますと大枠はその設置として困っておりますので、設置と言っても、  |
| 0:44:56 | 問題はないかとは思っております。   |
| 0:44:59 | お答えになっておりますでしょうか。  |
| 0:45:02 | はい。加西市の斎藤ですがご説明ありがとうございます。今のお話を伺っててもですね、要は火災防護審査基準の考え方で一番のところは要は、今おっしゃった通りラインナップを                |
| 0:45:16 | 並べてるんですよと、2番はとりあえず置いといて3番はそのラインナップの中から適切なものを設置しますと、というような考え方を多分整理してお話されてるのかなというふうに思うんです。         |
| 0:45:29 | 特に4ページのところでいうと、赤のひし形が二つあって三つ目に青のひし形の最初のところが、多分無煙火災を考慮し感知方法、方式の一つに煙を採用できるかっていうふうに書いてあるんですけれどもその横に |
| 0:45:48 | 粉じんとか取付面の周囲状況とかいうふうに書いてあるんですが、多分ですねこれが本来のこの菱形に入る用語とか、  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:45:59 | のような気がしていて、粉じんとか取付面の周囲状況にかんがみて、感知方式の一つに煙を採用できるのかというような一つのひし形になっているんじゃないのかなというふうに思うんですよね<br>そうすると、              |
| 0:46:15 | ここも結局、菱形の部分は赤のひし形になってしまうんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、その辺については、九州電力さん今の私の話を聞いてて、                                     |
| 0:46:26 | いやいや違いますというような話がありますかね。  |
| 0:46:31 | 州電力の五島です。今おっしゃっていただいた話粉じんとであったりとかって言う文言がこの分岐のひし形の中に入るべきっていう、お言葉ご最もといたしますか                                      |
| 0:46:45 | 一応今、判断基準としてこの分岐の判断基準としてはこういったところをかんがみてこのひし形を分岐を判断するんですよっていうところで、記載しておりましたが確かにあの中に入れていた方がわかりやすいですし、適切かと思しますので、  |
| 0:47:02 | おっしゃった通りかと思えますで、江藤今この赤と青分けているところについては網羅的に単純に網羅的にその防護、火災防護審査基準に基づいて、  |
| 0:47:14 | 消防法施行規則通り付けれるのかどうかっていうところろの判断で判断した前後を色分けしておりましたが   |
| 0:47:24 | すべてその設置に関わることですよねというふうに、大枠くくってしまえば、それぞれの方がわかりやすいという考えもあるかと思しますので、必ずしもその二つに赤尾あけなきやいけないうふうに思っているわけではございません。以上です。 |
| 0:47:41 | はい。加西市の齋藤です。話としてはありがとうございます。   |
| 0:47:47 | 要は私から申し上げたいことっていうのは話をこうした時には単純カーなるべくしておいた方が、共通の理解を得るのは安いのかなというふうに思ってます。  |
| 0:47:59 | 設置方法であれば要は時、いろいろな条件の中で設置方法を選択して必然的にですね、こうした下の結果にあるようなですね形で設置する、そうした、   |
| 0:48:11 | ものを使って設置するんですと、というような説明の方がわかりやすいような気もしたので、今後ですねいろいろと個別な事例を加えていく、議論していく中でですね、                                   |
| 0:48:24 | このフローについてもですね逐次、   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:48:27 | 見直して、共通の理解をえられるようにしていただければと思うんですけれども、いかがですかね。  |
| 0:48:35 | 主電力の後藤です了解いたしました共通理解やすいようになるべくわかりやすい単純単純なといいますか、わかりやすいフローになるように、修正かけていきますのでよろしくお願いいたします。 |
| 0:48:49 | はい。ありがとうございます。あと細かい話なんですけど、今お話しした面火災を考慮するという次の下にある青い                                     |
| 0:49:01 | 菱形の横 2、  |
| 0:49:04 | 放射線影響というところまではわかるんで、右に出てるところで放射線影響というところはまだわかるんですけれども、                                   |
| 0:49:12 | この発火性とか、引火性雰囲気っていうのはこれは何を意味されてるのかだけちょっと教えていただいていいですか。                                    |
| 0:49:21 | 九州電力の五島です。例えばですね蓄電池室等は水素が発生する可能性があるという点であったりですねあとは                                       |
| 0:49:36 | 谷垣。  |
| 0:49:42 | すいませんそうですね。蓄電池室だったり体積制御タンク等等、Cvナイトウの水素の発生が懸念されるようなエリアに関して、防爆型の感知器を選定するような設計を当社しております、    |
| 0:49:57 | そういった環境下のことを発火性引火性雰囲気というふうに記載してございます。以上です。   |
| 0:50:04 | 加西市の齋藤です。要は、可燃性蒸気が充満しているというそういうエリアのことを指しているという理解でよろしいでしょうか。                              |
| 0:50:17 | 九州電力五藤そうですね可燃性のガスが充満する可能性がある発生する可能性があるエリアというふうにご認識いただくことで問題ございません。以上です。                  |
| 0:50:28 | 葛西津野サイトウです。承知いたしました。いや要は何でこれをお伺いしたかという、8加瀬の雰囲気という前に発火性とか引火性とかいう、                         |
| 0:50:40 | 鋸性という言葉をつけるのがちょっと若干違和感があったんでお伺いしたんですけれどもそそういった見直しいただく時にですね用語の使い方とかもですね少し                 |
| 0:50:53 | 気にしていただければありがたいなと思ってですねちょっとご質問をさせていただいたところでございます。  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:50:59 | そこはまずよろしいでしょうか。  |
| 0:51:02 | 九州電力の後藤です。雰囲気の前に、性というか発火性引火性という単語が来るのがちょっと適切なのかわかっていうのは、またちょっと改めて確認したいと思います。ありがとうございます。      |
| 0:51:17 | 加西市の齋藤です。  |
| 0:51:21 | この部分ちょっと最後の質問をさせていただければと思うんですけども、  |
| 0:51:32 | 結局この7ページまでのフローと、8ページから11ページまでの基本方針の書きぶりなんですけれども、   |
| 0:51:44 | これって、今、今までの資料を見させていただいてこれまでの議論を伺っていると、必ずしもまだ一対一の対応になっているような感じがまだしてないんですけれども、                 |
| 0:51:57 | 議会としてはそれでよろしかったでしょうか。  |
| 0:52:04 | 九州電力の五藤です。今、今回前回ヒアリングにてフローの作成を開始しまして、  |
| 0:52:14 | 基本設計方針についても別のコメント等踏まえて修正をかけたもので、ものなんですけれども、中身として何か   |
| 0:52:25 | 設計の内容として何かそこがあるとは思ってございませんがそのプロに下見してみてその流れが、基本設計方針の中で踏襲されているか。                               |
| 0:52:36 | ここの条件が、基本設計方針に落ちているかということ、そうになってないところもある等は、今のところ今のところそういった面でちょっと厳しい目で確認が少しとれてないところがございましたので、 |
| 0:52:49 | おっしゃる通り、できてない箇所があるというのも、おっしゃる通りかと思います。以上です。  |
| 0:52:57 | ありがとうございます加西市の齋藤です。私が申し上げたかったのは  |
| 0:53:02 | フローの部分を、すいません誤解は確かに申し訳ないんですけどフローの部分をすべて基本設計方針を落としてくださいということではなくって、このフローの中で重要な部分を、基本設計方針の中に、  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:53:14 | きちっと反映させて欲しいなというふうに考えています。なのでフローを作っていたいただいているところがあるんですけども、その中で、先ほどの8ページ以降のですね |
| 0:53:27 | 設計を基本設計方針の中で、今後また議論をお願いしますと申し上げているですね括弧Bのところの話もそうなんですけれども、                    |
| 0:53:38 | 結局次回以降入れて欲しいとお願いさっき、先ほどお願いさせていただいた(エ)の部分もですね、結局このフローのところで聞きフローとかですね3ページの      |
| 0:53:51 | 選定のところを含めてですね用語のところの整合性とですねやっぱり考え方の主要な部分幹の部分のですね整合性がやっぱりとれているべきかなとも思いますので、    |
| 0:54:03 | その部分ですね今後ちょっと資料を修正していただく際にですねそういったところも配慮いただきたいんですけどもよろしく、よろしいでしょうか。           |
| 0:54:12 | 九州電力の後藤です。フローと基本設計方針、重要なところを紐付けておく紐づけて、道のところ紐づけて関連性があるように修正していくように留意いたします。    |
| 0:54:23 | 以上です。   |
| 0:54:36 | 規制庁大塚です。よろしければ、個別の設計の部分の確認に入りたいと思います。   |
| 0:54:43 | 審査資料の12ページをお願いします。  |
| 0:54:52 | あと使用済み燃料ピットですね火災感知器を設置しないエリアについて、   |
| 0:54:57 | 12ページに第7-2-7図。  |
| 0:55:02 | が、  |
| 0:55:03 | ついているんですけど、こちらの凡例でマジック、感知区域とか火災区域、  |
| 0:55:09 | とか、あと火災、  |
| 0:55:11 | 各、  |
| 0:55:13 | が表記されているんですけど、実際の図の中で、  |
| 0:55:17 | ちょっとどれがどの線なのかがちょっと見にくいので、   |
| 0:55:20 | この辺ちょっと資料改善していただけないでしょうか。   |
| 0:55:26 | 九州電力の後藤です。拝承いたしました。資料、図面図の修正をちょっと検討いたします。                                     |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:55:38 | あとこちら、今、示していただいているのが1号、川内の1号機ですかね。                                  |
| 0:55:44 | 他の号機の方も確認したいので、   |
| 0:55:48 | 使用済み燃料ピット等の部分について、こちらの資料に追記聞いていただくことはできないでしょうか。                     |
| 0:55:56 | 九州電力の後藤です。1000台分の補足に仙台12号機玄海分に玄海34号機の配置図図面を記載するようにいたします。            |
| 0:56:06 | 以上です。   |
| 0:56:09 | 規制庁大塚です。  |
| 0:56:11 | で、今ちょっと聞ける。   |
| 0:56:13 | ところだけご説明いただきたいんですけど、ちょっとここマスキング箇所ですので気をつけてご発言いただきたいんですけど。           |
| 0:56:22 | この図の一番外側の、  |
| 0:56:27 | ラインっていうのは、  |
| 0:56:28 | 何の区域区画になりますでしょうか。   |
| 0:56:41 | 九州電力小宮です。一番外の枠につきましては凡例で言いますと、一番下の青点、青破線で示しております火災区域の境界になります。以上です。  |
| 0:57:02 | 規制庁大塚です。承知しました。   |
| 0:57:07 | あと使用済み燃料ピットがある。   |
| 0:57:13 | 火災区域っていうのはどの範囲になりますでしょうか。   |
| 0:57:28 | 九州電力の小宮です。使用済み燃料ピットがある火災区域につきましては、                                  |
| 0:57:33 | 先ほど大塚様から、一番最初にお話いただいた一番外枠の青破線で囲われた火災区域の中に、設置してある状況になっており、おります。以上です。 |
| 0:57:46 | 規制庁大塚です。承知しました。   |
| 0:57:48 | それでは火災区画については、  |
| 0:57:51 | どこが使用済み燃料ピット含んでるエリアになりますでしょうか。                                      |
| 0:58:01 | 九州電力の小宮です。  |
| 0:58:04 | 当該エリアにつきましては、火災区域のみで構成されているエリアになります。火災区画、凡例で言いますと、赤実線。              |
| 0:58:14 | になります。火災区画はございません。以上です。   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |   |
|---------|---|
| 0:58:19 | 規制庁大塚です。承知しました。それでは火災区画はどの範囲になりますでしょうか。                                     |
| 0:58:29 | 九州電力の小宮です。菅監事区画ということでよろしかったですでしょうか。戸塚です。すいません間違えました。菅地区、換地区画になります。          |
| 0:58:44 | 九州電力の小宮です。使用済み燃料ピットを含みます換地区画につきましては、今し、図面上使用済み燃料ピットを黄色で塗っておりますが、            |
| 0:58:56 | その手法を囲んでおります。   |
| 0:58:59 | 緑破線、  |
| 0:59:01 | こちらが感知区画の境界に、   |
| 0:59:04 | なっております。  |
| 0:59:06 | 以上です。   |
| 0:59:10 | あ、規制庁大塚です。  |
| 0:59:12 | ちょっと緑どれが緑なのかがちょっとわかりづらくて。   |
| 0:59:16 | 使用済み燃料ピット囲んでいる長方形でよろしかったですでしょうか。  |
| 0:59:24 | 九州電力の小宮です。ご認識の通りで、使用済み燃料ピットを囲んでおります長方形の部分が、感知区画の境界になります。以上です。               |
| 0:59:51 | 規制庁大塚です。  |
| 0:59:52 | 先ほどちょっとこの図について等、わかりづらく表記してくださいとお願いしたんですけど、                                  |
| 0:59:59 | 審査資料の   |
| 1:00:02 | 前た飯野図についてももし可能であれば、ちょっとこのラインが何色なのかとか、                                       |
| 1:00:09 | 路線が細くてどこに引いてあるのかっていうことを借りづらいで、全体的にちょっと見直しを検討ください。                           |
| 1:00:20 | 九州電力の小宮です。配置図につきましては、   |
| 1:00:25 | 必要な情報がたくさんありまして、重ねて記載しておりますので若干見づらいところございますが、可能な限り見やすいように、改善させていただきます。以上です。 |
| 1:00:43 | 規制庁、大塚です。   |
| 1:00:46 | お願いします。続いて関連する確認なんですけど、   |
| 1:00:51 | この  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:00:52 | 使用済み燃料ピットって書いてある二つの黄色い部分については、すべて水が張ってある部分ということでしょうか。 |
| 1:01:02 | 九州電力の小宮です。ご認識の通り、水が張ってある部分になります。以上です。                 |
| 1:01:09 | 規制庁大塚です。承知しました。                                       |
| 1:01:11 | それで、使用済み燃料ピットを囲んでいる、先ほどの長方形の感知区画、                     |
| 1:01:19 | についてなんですけども、水が張ってある黄色い部分、                             |
| 1:01:24 | 以外の、  |
| 1:01:26 | 部分については、  |
| 1:01:28 | 消防法施行規則に従って感知器を設置できるという理解でよろしいでしょうか。                  |
| 1:01:36 | 九州電力の小宮です。  |
| 1:01:40 | ご認識の通りでございまして、使用済み燃料ピット囲っている換地区画の境界付近に、               |
| 1:01:47 | 赤い凡例で感知器を設置してございますが、こちらの感知器が消防法通り、設置しております感知器になりますので、 |
| 1:01:57 | こちらで監視できていると、ということになってございます。以上です。                     |
| 1:02:03 | 規制庁大塚です。承知しました。そうしましたら、                               |
| 1:02:09 | 感知器についても判例に、  |
| 1:02:11 | 何の感知器なのかがわかるように追加していただいてもよろしいでしょうか。                   |
| 1:02:19 | 九州電力の小宮です。了解いたしました。感知器の判例についても、図に追加させていただきます以上です。     |
| 1:02:36 | 規制庁大塚です。  |
| 1:02:38 | あとはすみません  |
| 1:02:40 | 判例の、  |
| 1:02:42 | 線がですね、点線なのか。  |
| 1:02:46 | 実線なのかがちょっとそれぞれわからないのもう少し大きめにわかりやすく表記をお願いします。          |
| 1:02:54 | あと、感知器の改定についても、判例としても、おっきく表記をお願いします。                  |
| 1:03:02 | 九州電力の小宮です。こちらの、                                       |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:03:05 | 補足説明資料に全体の配置図を載せておりました、その中の抜粋になってる部分ではございますが、もう少し見やすいように、大きく図示したいと。                   |
| 1:03:16 | 考えております。以上です。   |
| 1:03:21 | 規制庁大塚です。補足説明資料の元の資料の方も、   |
| 1:03:26 | これよりは少し見、見やすくなってるんですけど、そちらについてもちょっと見にくいので、全体的に先ほども言いましたけど表記の方に直してください。                |
| 1:03:37 | 一緒電力の小宮です。了解いたしました。   |
| 1:03:42 | 規制庁大塚です。  |
| 1:03:44 | この12ページについて、  |
| 1:03:48 | 使用済み燃料ピットについては、そもそも火災のおそれがないと、  |
| 1:03:53 | 加えて持ち込み可燃物によるカワセの恐れもないというふうに、   |
| 1:03:58 | 記載されてますけど、火災が発生したときの影響については、考えていますでしょうか。  |
| 1:04:11 | 九州電力の五島です。江藤仮にSCM済み燃料ピット上部で火災が起きたことを想定するならば、  |
| 1:04:21 | 水で満たされておりますので、かつ、金属のライナーと離れておりますので、影響を及ぼす前に、火災が消化されて、全く影響を及ぼさないものというふうに考えてございます。以上です。 |
| 1:04:38 | 規制庁大塚です。承知しました。そうしましたら、仮に火災が発生した場合に、どういう、   |
| 1:04:45 | 影響が起きるのかということについても資料のほうに追記お願いします。   |
| 1:04:51 | 少々お待ちください。  |
| 1:04:56 | あ、すいません火災対策室の齋藤ですけれども、この12ページでお話いただくところはですね、火災感知器を設置できない。                             |
| 1:05:10 | 理由等々もあるんでしょうけれども、基本的には接点のない場合の説明としてはですね、火災の発生が恐れがないとかいうようなですね                         |
| 1:05:22 | 何て言うんですか、とか、持ち込み可燃物の管理とかですねそっちの方の話ではなくって、もし火災が発生しても、そこには影響が全くないですと。                   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:05:35 | 周りには影響がないですとか、感知架空の内部でも影響がないですと、というようなご説明でないと、深層防護の考え方にそぐわないですね。                                   |
| 1:05:48 | 例えば、感知、基本的には深層防護の考え方っていうのは、最初に火災発生防止、火災発生防止の考え方がまずあって、   |
| 1:06:02 | 火災発生防止の考え方を当然とるんですけども、その次の話として、感知消火の火災が発生したとしても早期に感知しますというような話の、                                   |
| 1:06:14 | 感知消火の話があって、さらに、火災が発生したとしても、火災発生しても周りが安全系等々に影響が及びませんと、というようなですね系統分離等のものですね。                         |
| 1:06:25 | 考え方それが火災防護審査基準の 2.12. 2.3 の  |
| 1:06:31 | 考え方なんです。実際にここで書いていただく場合には、その 2.1 の話を書いてご説明するのではなくて 2.2 の部分で  |
| 1:06:42 | の感知消火の部分で、感知のところについては設置しませんというふうにおっしゃるのであればですね、火災が発生したとしても、の影響がいかにかに及ばないかと。                        |
| 1:06:54 | いうことをですねご説明をいただかないと、基本的に火災防護審査基準上のものですね元になっている深層防護の考え方に合致しませんので、                                   |
| 1:07:05 | 破棄ぶりについてですね今私が申し上げた通り、火災が発生しても、一切この部分、影響がないんですというようなご説明にさせていただきたいんですけども、                           |
| 1:07:18 | 今ご説明できてるようなのでし、表現の修正になるかと思うんですけども、そうしたことをしていただいてもよろしいでしょうか。  |
| 1:07:27 | 九州電力の後藤です資料の修正廃止をいたしまして今回前回コメント等にちょっと対応する形でちょっと図面だけシュウレイ修正をしてしまっていたのですが、                           |
| 1:07:38 | 今回個別の回答資料としてご用意しております説明資料 4 で A S R S T 沈み樹脂貯蔵タンクのことを書いてございますように、使用済み燃料ピットについてもそのもの自体に影響がないんだという旨、 |
| 1:07:51 | 伝わるように資料もし 2 ポツ 4 の補足説明資料の文書についても、説明内容についても、修正をかけさせていただこうと思って                                      |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
|         | おります。修正間に合っておらず申しわけございません。以上です。                           |
| 1:08:06 | 加西市の齋藤です修正のほどよろしく願いいたします。                                 |
| 1:08:14 | 規制庁オオツカです。  |
| 1:08:16 | よろしければ、続いての個別の設計のところに行きたいと思えます。                           |
| 1:08:22 | 本日の資料じゃないんですけども、前回の4月13日のヒアリング資料1の20ページの、                 |
| 1:08:31 | ところをお願いします。   |
| 1:08:39 | 九州電力小宮です。資料準備いたしますので少々お待ちください。                            |
| 1:08:44 | 承知しました。   |
| 1:09:27 | 九州電力の小宮です。  |
| 1:09:29 | すいませんもう一度確認させていただきたいんですけども、前回ヒアリングの資料1、20ページでよろしかったでしょうか。 |
| 1:09:36 | 規制庁大塚です。はい。7月13日のヒアリング資料1の20ページです。                        |
| 1:09:44 | 九州電力小宮です。了解いたしました。今手元に準備いたしましたのでよろしく願いいたします。              |
| 1:09:49 | 規制庁大塚です。こちらの脱塩とエリアへと、今回高専のエリアとしている部分についてなんですけども、          |
| 1:10:01 | 各脱塩塔のエリアに隣接するバルブエリアというものがあって、そこに火災感知器、熱と煙、                |
| 1:10:10 | を設置するということなんですけど、エリアの間の垂れ壁。                               |
| 1:10:16 | のところに設置スルーということで、この高部のですね高さ、                              |
| 1:10:20 | を確認したいんですけども、   |
| 1:10:23 | 一部、一部のエリア、雑然とエリアについては、補足説明資料の方に記載していただけてますけども、            |
| 1:10:30 | 脱塩塔エリア、   |
| 1:10:33 | 幾つか種類が、   |
| 1:10:34 | あるということで、すべての脱塩塔エリアについて、高部の高さを、資料の方に示してください。              |
| 1:10:44 | 九州電力小宮です少々お待ちください。  |
| 1:10:47 | はい、承知しました。  |
| 1:11:14 | 九州電力の小宮です。  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:11:16 | 脱塩塔エリア、各エリアごとの垂れ壁の高さ等を示した詳細な状況につきまして、今後補足説明資料に追加させていただきたいと思えます。以上です。                      |
| 1:11:30 | 規制庁大塚です。お願いします。   |
| 1:11:32 | この部分について、追加の確認なんですけども、  |
| 1:11:37 | パワーポイントの方に、空気の流れですね、バルブエリアから座禪とエリアへの空気の流れが、   |
| 1:11:45 | 示されてますけども、少しわかりづらいので、   |
| 1:11:48 | フードをつけたことによって、二つのエリア全体で空気の流れが、  |
| 1:11:55 | どのようになるのかっていうのを、  |
| 1:11:59 | 定性的で構いませんので、資料の方に追記お願いします。  |
| 1:12:07 | 九州電力の小宮です。  |
| 1:12:11 | バルブエリアと脱塩とエリアの間にフードをつけた場合のか、  |
| 1:12:16 | 空気の流れにつきましても、補足説明資料に追加させていただきます。  |
| 1:12:22 | 以上です。   |
| 1:12:26 | 河西室の齋藤です。ちょっと今の話に若干補足するんですけども、今見ていただいているのがおそらく  |
| 1:12:35 | 脱塩塔のバルブエリアと、脱塩とエリアのところの両方のやつが灰色の  |
| 1:12:44 | 垂れ壁等含めてですね区画されていて、そこに紺色の線で空気の流れ空気流って形で入っているんですけども、  |
| 1:12:54 | 今見てルー話、友野ですと、脱塩塔バルブエリアのところから空気が入ってきますよっていうのと、   |
| 1:13:05 | そっから給気口になるんですかね、  |
| 1:13:09 | 排気コーナーの排気工程が給気口というか青色、ダクトの中に空気が吸い込まれますよというところの二つしか、今線が入ってないんですねこれだけを見ると、                  |
| 1:13:21 | 実際に煙が一  |
| 1:13:25 | 火が出て煙が  |
| 1:13:28 | オレンジ色ん、オレンジ色で煙を表現していただいていると思うんですけども、これがどうしてこういうふうの動きになるのかっていうのが、何かちょっとわかりづらくて、風が強ければそのまま、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:13:41 | この垂れ壁のところの風土の風土のある種壁のところ数と入ってそのまま、   |
| 1:13:48 | 青いところに入ると入っていくような感じがするんですけども、いやいやそうじゃないんですという話で多分、実際には定性的にこんな空気の流れになってるから天井に煙がたまって、  |
| 1:14:01 | その煙がですねフードのところまでいくんですと、というような話に多分なと思うんですね詳細なものはいらないので、ここの空気の流れがですねどういうふうになって最終的に右下にあるような赤いラインで、                            |
| 1:14:18 | 煙とか熱とかが、なるんで、  |
| 1:14:21 | 入ってきて感知するんですというようなものがですね定性的にわかりやすくですね、ちょっとご説明をいただけるようにですねこの図面の、この紺色ですね空気流のところの矢印のところをもうちょっといろいろ追加していただいてですね部屋全体の空気の流れがですね、 |
| 1:14:39 | 定性的に分かれ、わからないと、ちょっとこの位置にフードをつけて感知しますということのですね、理解がちょっとできないなと思っておりますのでそうした対応をお願いしたいというのがですね補足としての                            |
| 1:14:54 | 説明とお願いになります。ご理解いただけましたでしょうか。   |
| 1:14:59 | 九州電力の小宮です。内容了解いたしました。空気の流れを考慮した上での煙の滞留というところが、   |
| 1:15:09 | 補足説明資料内で説明できるように追加したいと考えております。以上です。  |
| 1:15:15 | よろしく願いいたします。   |
| 1:15:19 | 規制庁大塚です。追加の確認なんですけども、感知器としては、今、  |
| 1:15:25 | 図を見る限りでは、脱塩塔バルブエリアの  |
| 1:15:30 | 中のエダれ壁の下に、煙、   |
| 1:15:34 | 同熱感知器が一つついてるような絵になってるんですけども、脱塩塔バルブエリアにほかに感知器は設置しないのでしょうか。  |
| 1:15:45 | 九州電力の小宮です。脱塩塔バルブエリアにつきましては、脱塩塔バルブエリアの天井、   |
| 1:15:53 | 脱塩とバルブエリア自体の天井にも、障防法通り煙と熱がついてございます。  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:16:00 | 脱塩塔バルブエリアの耐火壁のところにつけているものについては、  |
| 1:16:06 | 続いています。九州電力の後藤です。少し補足させていただきます<br>今、前回ヒアリング資料の20ページのポンチ絵で申しますと、脱塩塔バルブエリアというふうに文言記載しております側の白い                         |
| 1:16:21 | 空間のエリアがございます。ここが一番上の面、天井面ですね、<br>取付面のところに、煙感知器と熱感知器をそれぞれ設置いたしまして、<br>消防法施行規則に基づく設置方法として感知器設置し、火災を感知するような設計になってございます。 |
| 1:16:37 | 現在このポンチ絵につきましてはちょっと脱線とエリアに着眼した形で概要図としてお示ししておりましたのでその感知器については記載していない状況になります。以上です。                                     |
| 1:16:50 | 規制庁大塚です。承知しました。  |
| 1:16:53 | つまり脱塩塔バルブエリアで、   |
| 1:16:56 | どこで火災が発生しても、   |
| 1:16:59 | 今表記していない、  |
| 1:17:01 | 白い天井のところについている感知器で火災を感知可能ということでしょうか。   |
| 1:17:08 | 電力、  |
| 1:17:10 | すいませんそれで垂れ壁のところについてるものは、   |
| 1:17:16 | 追加的につけているという。  |
| 1:17:20 | 考え方でしょうか。  |
| 1:17:23 | 九州電力の小宮です。ご認識の通りでございます。以上です。   |
| 1:17:28 | 規制庁大塚です。承知しました。  |
| 1:17:31 | それでは先ほどすべての脱塩塔エリアの耐火部の寸法の図をつけて欲しいとお願いしたんですけど、  |
| 1:17:38 | まず、その図とあわせて感知器の設置位置についても、網羅的に示していただきますようお願いいたします。  |
| 1:17:49 | 九州電力の小宮です。脱塩塔バルブエリアの感知器の設置位置も含めまして資料の充実化を図りたいと思っております。以上です。  |
| 1:18:01 | 規制庁大塚です。よろしければ、続いて別の場所の、   |
| 1:18:05 | 感知器設計のところなんですけど、審査資料の33ページをお願いします。   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |   |
|---------|---|
| 1:18:21 | 九州電力の小宮です。本日資料の 33 ページでよろしかったでしょうか。   |
| 1:18:27 | 規制庁ツカベすみません、本日資料の 33 ページです。   |
| 1:18:32 | 九州電力小宮です。了解いたしました少々お待ちください。   |
| 1:18:46 | 九州電力の小宮です。本日の説明資料の右下 33 ページ手元準備いたしました。よろしくお願いいたします。                               |
| 1:18:57 | 規制庁大塚です。こちらの使用済み樹脂貯蔵タンク室、   |
| 1:19:02 | なんですけども、火災感知器を設置しないエリアとしてる。   |
| 1:19:07 | 部分ですけども、  |
| 1:19:09 | 使用済み樹脂貯蔵タンク室の、  |
| 1:19:13 | 隣接する箇所にバルブエリアという、   |
| 1:19:17 | ものがあるかと思えます。  |
| 1:19:20 | ここについては、先ほどの脱塩塔エリアと同様に、   |
| 1:19:24 | このバルブエリアに設置する火災感知器で、  |
| 1:19:29 | タンク室の火災を感知するという設計にはできないんでしょうか。  |
| 1:19:34 | ご説明お願いします。  |
| 1:19:42 | 九州電力の小宮です少々お待ちください。   |
| 1:19:47 | 承知しました。   |
| 1:20:50 | 九州電力の小宮です。今回のヒアリング資料のとそ説明資料 4 に、脱塩塔エリア及び使用済み樹脂貯蔵タンク室の火災感知器の設計についてという資料をつけてございまして、 |
| 1:21:06 | その中で、脱塩とエリアと、使用済み樹脂貯蔵タンク室、  |
| 1:21:12 | 砲塔がエリアとしたときに、これらの開口部で接続する隣接甲冑区画、すいません。はい。   |
| 1:21:19 | 何ページでしょうか。  |
| 1:21:21 | 失礼しました。本日の資料の右下 13 ページになります。  |
| 1:21:27 | ありがとうございます。ご説明お願いします。   |
| 1:21:33 | はい。九州電力の小宮です。   |
| 1:21:35 | 右下 13 ページ説明資料 4 の中で、脱塩塔エリア等、使用済み樹脂貯蔵タンク室の火災感知器の設計についての資料を載せてございますが、               |
| 1:21:46 | この中で、脱塩塔エリアと、使用済み樹脂貯蔵タンク室の、   |
| 1:21:53 | それぞれの間、   |
| 1:21:54 | 山地区画と、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:21:56 | あと隣接開口部等で隣接する換地区画の設備の設置状況を、この資料の中で説明してございますが、                       |
| 1:22:07 | そういった開口部で接続する隣接換地杭区画の火災防護を行う機器等の設置状況を踏まえますと、脱塩塔エリア等、使用済み樹脂貯蔵タンク室では、 |
| 1:22:20 | 状況が異なっております、  |
| 1:22:22 | 使用済み樹脂貯蔵タンクに、   |
| 1:22:24 | 主要済み樹脂貯蔵タンク室に貯蔵タンク室と開口部で隣接する感知区画については、火災防護を行う機器等が、                  |
| 1:22:35 | ないといった状況になってございます。  |
| 1:22:38 | そういった状況も踏まえて火災感知器を設計しております、使用済み樹脂貯蔵タンク、                             |
| 1:22:45 | エリア、  |
| 1:22:46 | につきましては、隣接する。   |
| 1:22:49 | バルブエリアと開口部で網雑然とエリアと同じように開口部で、隣接する宇田バルブエリアと繋がってはございますが、              |
| 1:23:01 | 火災防護を行う機器等の設置状況を踏まえて、現在の火災感知器を設置しないという設計にしております。                    |
| 1:23:08 | 以上です。   |
| 1:23:14 | 規制庁大塚です。少々お待ちください。  |
| 1:23:18 | 規制庁大塚です。お待たせしました。   |
| 1:23:22 | 先ほどのご説明だと、バルブエリアについては、  |
| 1:23:28 | 火災防護を行う機器等が、  |
| 1:23:31 | ない。   |
| 1:23:34 | ため、   |
| 1:23:35 | 脱塩とエリアと同じような設計は、  |
| 1:23:39 | できないというご説明でよろしかったでしょうか。   |
| 1:23:47 | 九州電力の小宮です。  |
| 1:23:49 | ご認識の通り脱塩とバルブエリアには、火災防護対象、火災防護を行う機器等がございませんので、                       |
| 1:24:00 | 以前には、   |
| 1:24:01 | 穴井。   |
| 1:24:04 | ちゃんと。   |
| 1:24:12 | 九州電力の小宮です。失礼いたしました。ちょっと発言訂正させていただきます。使用済み樹脂貯蔵タンクエリアに隣接する            |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:24:22 | バルブエリアにつきましては、火災防護を行う機器等がございませんので、                         |
| 1:24:29 | 中央済み樹脂貯蔵タンクエリアを感知する感知器野瀬。                                  |
| 1:24:35 | 感知器の設置は不要だと考えております。以上です。                                   |
| 1:24:48 | 規制庁大塚です。   |
| 1:24:52 | バルブエリアについては、   |
| 1:24:54 | 火災区画になっている。  |
| 1:24:57 | Dで実際感知器を設置するということによろしいでしょうか。                               |
| 1:25:01 | でしょうか。   |
| 1:25:05 | 九州電力の小宮です。バルブエリアにつきましては、特に環境条件等の制限がございませんので、一般エリアとして消防法通り、 |
| 1:25:15 | 火災感知器を設置するエリアとしております。以上です。                                 |
| 1:25:23 | そうすると先ほどの説明、   |
| 1:25:25 | 目では、バルブエリアに、   |
| 1:25:30 | 火災防護を行う機器がないから、  |
| 1:25:34 | タンク室の方、  |
| 1:25:36 | 火災感知は行う必要がないというふうに聞こえたんですけど、それでよろしかったでしょうか。                |
| 1:25:59 | 規制庁大塚です。   |
| 1:26:02 | おっしゃりたいのは、   |
| 1:26:04 | そもそもあのタンク室の方は、   |
| 1:26:07 | 半月オク必要がない。   |
| 1:26:10 | と考えてるっていう。   |
| 1:26:12 | ことを言いたかったということでしょうか。                                       |
| 1:26:16 | 九州電力の小宮です。ご認識の通りです。  |
| 1:26:22 | 規制庁大塚です。承知しました。  |
| 1:26:26 | ではタンク室の方に火災感知器を設置しなくていいと考えている理由をご説明いただけますか。                |
| 1:26:43 | 規制庁大塚です。すいません。前回も、   |
| 1:26:46 | このようなことをお聞きしてるんですけど、本日は火災が発生した場合、                          |
| 1:26:53 | についても考慮して、ご説明お願いします。                                       |
| 1:27:03 | 九州電力の小宮です。   |
| 1:27:05 | 使用済み樹脂貯蔵タンク室に火災感知器を設置しない設計につきましては、                         |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:27:13 | 本日の資料の資料1の右下13ページからあります。説明資料4の中でも、ご説明してございますが、                                 |
| 1:27:23 | まず使用済み樹脂貯蔵タンク室を当該感知区画として見たときに、   |
| 1:27:31 | 開口部で隣接する感知区画であるバルブエリアにつきましては、火災防護を行う機器等が5、                                     |
| 1:27:39 | ありません。   |
| 1:27:41 | す。そういった設備の設置状況に加えまして、使用済み樹脂貯蔵タンク自体も、金属でできたタンクでございまして、                          |
| 1:27:51 | 火災の影響を受けても、  |
| 1:27:53 | 機能を損なう恐れはないと。  |
| 1:27:56 | いうふうに考えてございますので、使用済み樹脂貯蔵タンク室には、火災感知器を設置しないと。                                   |
| 1:28:02 | いう設計としております。以上です。  |
| 1:28:13 | 規制庁大塚です。少々お待ちください。   |
| 1:28:23 | 加西市の齋藤です。今の説明等についてはまたちょっと次回以降ですねちょっとわからないことあれば、また質問をさせていただければと思いますちょっと私からはですね、 |
| 1:28:36 | 燃えたときに影響がないというご説明をですね、   |
| 1:28:43 | この今回の資料の中でご説明いただいて特に23ページと24ページですね、ところの関係について、                                 |
| 1:28:54 | ちょっと教えて欲しいんですけども。  |
| 1:28:57 | 23ページの部分はこれは今回の資料の23.3のですね、脱塩塔エリアと使用済み樹脂タンク室にて想定する火災についてってところから、               |
| 1:29:09 | まず確認をするんです確認させて欲しいんですけども、これはここに記載している通りISO-834の標準火災曲線を使って、                     |
| 1:29:22 | とりあえず保守的に確認しますよということで書いてあるということでもまずよろしいですよ。                                    |
| 1:29:30 | 九州電力の小宮です。その認識で問題ございません。よろしくお願ひします。  |
| 1:29:35 | はい、ありがとうございます。で、   |
| 1:29:38 | そういったことを前提にして24ページのところ、3.4のところなんですけれども、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:29:47 | 脱塩等に対する火災の影響についてというふうを書いてあって、温度は1200度以下でありというのはこれ火災の  |
| 1:29:56 | 標準曲線のこの赤い線のところで23ページの図に示していただいている通り1100、多分3、1100なんだと思うんですけどもそのエリア、その部分だから1200度以下ですよと。           |
| 1:30:09 | いうことでいいんですね。それはすいませんちょっと確認をさせていただきます。   |
| 1:30:15 | 九州電力の小宮です。3ポツ4に説明しております。内容につきましてはご認識の通りで間違いありません。以上です。  |
| 1:30:24 | はいありがとうございます。ちょっとお伺いしたいのはその次のところのフレーズで、脱塩塔の構造材料の融点に到達しないと。                                      |
| 1:30:34 | いうふうに書いてあってその温度については、多分22ページのところで、その融点についてですね、1400、1400度ぐらいだというように、記載をされているんですけども、確かに融点に、       |
| 1:30:47 | いかないから破損しないという考え方もあるんですけども、それ以前に、これ金属でできてるかと思うんですが、この金属多分伸びたり1伸びたり1、                            |
| 1:31:00 | 何してですね、湯溶接かなんかで確かタンクって作られてるはずですので、溶接の伸びたら溶接部分のところとかそういったところでですね破損する機器                           |
| 1:31:14 | 継続が伸びて破損する危険性があるんじゃないかと思うんですけどもなぜこの評価のところ融点を使っておられるのかということについてですねちょっと私わからなかったんで教えていただいてもいいですかね。 |
| 1:31:31 | 九州電力の小宮です少々お待ちください。   |
| 1:32:15 | 九州電力の小宮です。  |
| 1:32:19 | 現在サンプル数4の説明につきましては、   |
| 1:32:23 | 主要な部分として構造材料の融点でご説明させていただいておりますが、部分的なその溶接部分といった箇所の  |
| 1:32:33 | 説明については、今後確認させていただきたいと思っております。以上です。   |
| 1:32:41 | はい。葛西津野サイトウです。承知しました。   |
| 1:32:45 | 趣旨としては、火災が起きても影響がないということで、保守的に標準火災曲線を使っているということについてはすぐ理解できるんですけどもその先に                           |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:32:56 | 施設について影響がないと、いうことをですねいう点だけでご説明されることにですねちょっと違和感を覚えましたのでご質問をさせていただいたところでございます。                        |
| 1:33:08 | このことについてはですね次回以降も私の方もまたチームとしてし、考え方をそしゃく意思いたしまして、ヒアリングの中でですね事実関係のご確認をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。 |
| 1:33:25 | 九州電力小宮です。両了解いたしましたよろしく願いいたします。以上です。   |
| 1:33:43 | 衛藤規制庁西内です少々お待ちください。   |
| 1:33:50 | 江藤規制庁西内です。衛藤。   |
| 1:33:53 | 一応規制庁側からの本日確認したい事項は以上ですかね本庁側よろしいですかね。はい。  |
| 1:34:01 | 江藤オク調査官何か、全体として確認事項追加で何かありますでしょうかよろしいですか。   |
| 1:34:07 | はい。特に確認以降の追加はございません。はい。規制庁西内です。了解しました。  |
| 1:34:13 | それでは今日あったんやりとりさせていただいた確認事項について共通認識が取れてるか最後確認だけしたいんですけども、九州電力の方から、                                   |
| 1:34:26 | 画面共有して読み上げていただく形でもいいですと1個1個ちょっとゆっくり目に読み上げていただく形でもいいですしお願いしてもいいですか。                                  |
| 1:34:34 | 九州電力の小宮です。今から画面共有かけますので、少々お待ちください。  |
| 1:34:51 | 九州電力星子ですけれども今、資料、   |
| 1:34:55 | の方を共有しておりますけれども見えておりますでしょうか。  |
| 1:35:00 | 規制庁西内です確認できてますお手数ですね1個1個読み上げていただく形でお願いしてもいいですか。   |
| 1:35:07 | はい、承知いたしました。  |
| 1:35:09 | まず最初の方、まず一つ目選定の表についてということで菅さん所の3ページの表について感知器と同等の機能を有する地域というものが限定品ではないのか。                            |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:35:22 | また感知器の方が検定品であるようなことを、わかりやすく記載できないのかということでその通り、まずご認識の通り検定金であるためそれをわかるように記載するようにいたします。             |
| 1:35:37 | 続いてちょ感知器は消防検定品と、   |
| 1:35:41 | であるという認識はとれておりますけれども感知器という言葉は障防法認定品として、  |
| 1:35:47 | 障防法として、感知器という言葉は、ふさわしくないのもっと用語の定義がわかるように記載をすることということでしたので、その                                     |
| 1:35:57 | あと探知機や感知器と同等の機能を有する機器といったそういった   |
| 1:36:03 | 金用語について定義を明確にいたします。また同様のコメントすいません。今のところにちょっと戻っていただいていいですか。                                       |
| 1:36:11 | はい。感知器は消耗品障防法の検定品との認識のためというところはいいんですけどもその次に、同等品について感知器という言葉はふさわしくないように思えると同等品についてはという言葉を入れてください。 |
| 1:36:27 | 承知いたしました。  |
| 1:36:31 | では衛藤規制庁ニシウチですけど、よければ、1個1個やっていきましょうかね。  |
| 1:36:36 | 以降読み上げたタイミングでちょっとだけ待ってもらってもいいですか。  |
| 1:36:40 | 承知いたしました。以降をそのように対応したいと思います。   |
| 1:36:45 | では、こちらの感知器と感知器の障防法と、検定品としては認識のため、同等品とし、  |
| 1:36:54 | いう感じの言葉をふさわしくないように思える。用語の定義がわかるように記載することでそれに対してハイショウ用語の定義を明確にする。                                 |
| 1:37:04 | はい。規制庁西内です。了解しました。続けてお願いします。   |
| 1:37:09 | はい。続いて先ほどと似たコメントにはなるんですけども、基本設計方針で、火災感知設備、火災等火災感知器、  |
| 1:37:19 | という用語があるのでその関係性がわかるように定義を追加すること。   |
| 1:37:24 | またその他基本設計方針の要望ないで、わかりにくい、紛らわしい用語があれば、それについても定義し、   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:37:33 | し、図等を持ち目、用いてそれぞれの用語の定義の関係性について明確にすること。   |
| 1:37:40 | というコメントに対してその通り中、記載案を考えたいと思います。  |
| 1:37:45 | はい、規制庁ニシウチですよろしいですかね。はい。   |
| 1:37:49 | はい。続けてお願いします。  |
| 1:37:51 | はい。  |
| 1:37:54 | 続いて4ページのフローにおいて火災感知器の設置について、フロー上③と位置付けた理由について、                                 |
| 1:38:02 | 実際は①の方で感知器を選定し、そのあとに、③で下設置を検討しているけれども、その線設置                                    |
| 1:38:10 | というのは①の前に来る。   |
| 1:38:13 | べきではないのかというコメントをいただき、感知器の設置ない箇所についてフローのどこに入れるのかは、こちらで持ち帰り検討したいと思います。           |
| 1:38:25 | ナイトウ規制庁ニシウチです少々お待ちください。  |
| 1:38:43 | すみません、これ、これ話して4ページのDBの安全性及びSn機能火災によって損なわないために感知器が必要かと。                         |
| 1:38:52 | いうところについての話でしたっけ。  |
| 1:38:57 | はい、その等、その認識です。はい。  |
| 1:39:09 | はい、わかりました。はい。すみません。その部分だけわかるように後でそちらで修正しといていただければと思いますよろしく。続けてお願いします。          |
| 1:39:19 | 承知いたしました。続けて先ほどのフロー図にフローにおいて、プロの中について  |
| 1:39:27 | この規則や基準に基づいてそのフローというのを判断しているか分かるように記載を検討することということでこちらについてもわかるような記載を検討したいと思います。 |
| 1:39:40 | 規制庁西内です。よろしいですかね。はい。続けてお願いします。   |
| 1:39:46 | はい。  |
| 1:39:47 | 続きまして  |
| 1:39:50 | 6ページの方のシンプル配管。   |
| 1:39:53 | 5ページの方のフロー図と3ページの方の表。  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |   |
|---------|---|
| 1:39:58 | というのが整合していないように思えるとのコメントをいただきまして、その中で、フローの中で特殊な部分があることを一部表現式、指摘できていなかったのが3ページの表についてそのような、                           |
| 1:40:11 | 一部特殊なエリアがあることがわかる。  |
| 1:40:14 | ことがあるよ、あることがわかるように記載して  |
| 1:40:18 | を見直したいと思います。  |
| 1:40:22 | 規制庁西内ですよろしいでしょうか。はい、じゃあ続けてお願いします。   |
| 1:40:27 | はい。   |
| 1:40:28 | 続きまして、基本設計方針9、8ページの方で遠かっ今、基本設計方針で（エ）の記載がなく、   |
| 1:40:37 | いいというコメントをいただきましてこちらの方はヒアリング資料として今後基本設計方針としては全体を記載するようにすることというのとあとまた、先ほどコメントでありました                                  |
| 1:40:50 | 括弧委員の用語の定義について  |
| 1:40:53 | 用語の定義については（エ）の方で記載してはどうかということでその通り公園の方で要望の定義を検討したいと思います。  |
| 1:41:05 | あ、規制庁西内ですけど、  |
| 1:41:08 | 別にまず括弧Aにこだわるものではないので、用語の定義がちょっと不明確なので事実確認をいろいろした段階で、それを基本設計方針でもちゃんと定義した方がってというような趣旨の流れだったと思いますので別に（イ）に限定するものではないので、 |
| 1:41:22 | まずそこは認識をいただければと思いますと。   |
| 1:41:25 | というのがまず一つと。   |
| 1:41:28 | はい。等というのがまず一つと後は機能設計方針全体つけるっていうのは、一応確認ですけど、感知消火だけじゃなくて、火災防護設備の基本設計方針一式、ちょっと審査資料側にまとめておいていただけると、この後の確認をスムーズですので、     |
| 1:41:44 | 火災防護設備、   |
| 1:41:46 | 火災防護設備、火災防護設備の基本設計方針の一番最初の頭書きの部分から、最後までちょっとマル等  |
| 1:41:54 | 審査資料の方にも落としてあげていただけると助かります。   |
| 1:41:59 | はい、承知いたしましたその認識で今後、9、資料の方は作成していきたいと思います。  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:42:07 | はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。他に何かありますか。よろしいですか。はい、じゃあ続けてお願いします。                                 |
| 1:42:14 | はい。   |
| 1:42:15 | 続きまして少し資料戻りますけれども4ページのフローについて   |
| 1:42:21 | フローの中の枠外で例えば粉じんや周囲の状況等を踏まえるといった記載がありますが、それでは分岐の中、                                       |
| 1:42:31 | 四角い枠囲みの中に記載をするような、  |
| 1:42:36 | ことになるのではないかとということ、また、このフローというのをもう少し記載を単純化秦。   |
| 1:42:42 | あることで共通の理解を減らすため  |
| 1:42:46 | 個別の事例を、   |
| 1:42:48 | 話す中でフローの見直しを今後行ってはどうかというポイントで今後、事実確認を行う中で、フローというのを直していきたいと思っております。                      |
| 1:43:01 | はい、規制庁ニシウチですよろしいですかね。   |
| 1:43:04 | はい、では続けてお願いします。   |
| 1:43:07 | はい。藤堂藤様の4ページの中で博士と言った言葉が用いられていますがその要望がちゃんとただし、河成というのが正しい用語の使い方なのか確認することということで、はい。       |
| 1:43:21 | これも確認して   |
| 1:43:25 | 記載を検討したいと思います。  |
| 1:43:28 | すいません   |
| 1:43:31 | この用語も発火性というのが気になるとは申し上げましたけれども、どっちかというとき霧囲気ってという言葉はどういうふうにかかっていう言葉だと思っんで、               |
| 1:43:41 | 例えばさっき申し上げた通り可燃性蒸気の滞留するエリアとかです、滞留する場所とかそういう言い方でもいいので、要は、                                |
| 1:43:52 | 何て言うんすかね何か不思議、何かちょっと、となるような用語に一切ならなければいいという趣旨ですので、5回位されてれば、そういう趣旨だということでご理解いただければと思います。 |
| 1:44:09 | なんか、  |
| 1:44:11 | ふわっとしたような言葉ですし、   |
| 1:44:13 | ですけどかなりもう少し具体的にわかりやすいことを確認いたします。はい。わかりました。はい。コメントの趣旨、理解いたし                              |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
|         | ました。こういった発火性引火性分岐といった言葉が、もう少し具体的にわかるように記載のほうを見直したいと思います。                  |
| 1:44:32 | はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます続けてお願いします。  |
| 1:44:37 | はい。   |
| 1:44:39 | はい。続けてこちらのフローと基本設計方針の方が、一対一の対応をしていないように今記載上見えますので、フローの中で、                 |
| 1:44:49 | 特に重要な部分、用語の定義といったところや、設計内容というところは、基本設計方針にきちんと反映することというコメントで、それについても、はい。   |
| 1:44:59 | 理解しましたので記載の方、今後検討していきたいと思います。   |
| 1:45:06 | はい。規制庁西内ですよろしいでしょうか。はい。続けてお願いします。   |
| 1:45:11 | はい。   |
| 1:45:12 | 続けて本日の通常の中の   |
| 1:45:19 | 右下 22 ページのところの 7-2-7 図において図が見にくいいため補足の                                    |
| 1:45:27 | 配置図とあわせてこういった感じの配置、   |
| 1:45:32 | 配置状況がわかるような図を記載を見やすく見直すこと。  |
| 1:45:36 | また、   |
| 1:45:38 | 同様に今回 S F P の使用済み燃料ピットエリアについては仙台。   |
| 1:45:44 | 規模だけを示しておりますが他のプラント限界においても  |
| 1:45:49 | 同様に記載をすること。   |
| 1:45:51 | また、審査資料全体としてもこういった感知器の配置図が見づらい、見にくいところがありますので、そういったのも見直しを実施すること、また、感知器の案。 |
| 1:46:03 | 判例が、  |
| 1:46:04 | 感知器の種類がわかるような判例を追加することということでこちらも拝承し、全体的な図の中、見直しというものを行っていきたいと思います。        |
| 1:46:18 | はい。規制庁西内です。最後にスケジュール確認するときもお伝えしますが、                                       |
| 1:46:23 | 審査資料の全体の図は、   |
| 1:46:26 | それにボリュームがあって、多分修正作業時間がかかると思うので、そこについてはちょっと優先度をつけてしっかり対応いただ                |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
|         | ければと思いますのでよろしくお願いします。他はよろしいですかね。はい。  |
| 1:46:37 | じゃあ続けてお願いします。  |
| 1:46:40 | 続けて  |
| 1:46:42 | 製造防護の観点から、もし火災が発生した場合でも、問題ないこと、SFP、例えば、SFPの上部で火災が起きた場合でも、                                      |
| 1:46:51 | 対象設備に影響がないことについても記載を追記することということでこちらもはい。記載を見直したいと思います。  |
| 1:47:00 | はい。すいませんここについては、括弧の中で起きた場合でも影響がないことってかどのように影響がないのかということの説明して欲しいので、                             |
| 1:47:13 | はい。はい、そうです。どのようにはい。よろしくお願いします。はい続けていただければと思います。  |
| 1:47:19 | すいません規制庁西内ですけどもう1点だけ   |
| 1:47:23 | これ多分審査会合のときにも言っていると思ってますけど、別にまずこれSFPに限った話ではなくて、置かないっていうんだったら、ちゃんと説明してねっていうまずお話でとらえてもらえればと思います。 |
| 1:47:37 | なので審査資料全般的に多分共通する話なので、認識としては別にSFPに限ってないよと。   |
| 1:47:44 | まず、火災区域区画であればオクという要求になっているので、まず置くことがスタートのものに対して置かないっていうのであれば、こういった観点で説明をすること。                  |
| 1:47:54 | というコメントととらえてもらえればと思いますこれ審査会合のときも確か言ったと思いますけど、  |
| 1:47:59 | 確かその趣旨としてあくまで今までのバックフィット前は、8下限とか防護上重要な機器っていうものをねらって、置いてましたよと、その範囲外の部分についてはそういう運用管理とかも含めて、      |
| 1:48:13 | 対応してましたっていうものに対して、事業者意見聴取でもそう受けとめたっていうふうになんか明記されてますけど、   |
| 1:48:21 | 網羅性を持って感知器を設置することが要求だっていう、その持ち込み可燃物とかの運用とかの管理ではなくて、  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:48:28 | そういう網羅性を持って対応するっていうことが今回の基準要求の趣旨だってふうにとらえているっていうふうには事業者側からかも言ってもらってますので、                              |
| 1:48:35 | そういうのをとらえれば、発生しないから大丈夫ですっていう説明ではなくて、発生したとしても、   |
| 1:48:41 | どのように影響がないか説明するっていう趣旨になりますよねっていうところが今までも話しているものだと理解をしているので、そういう観点で全体的に資料をしっかりと見直していただければいいのかなとは思いますが、 |
| 1:48:56 | よろしいでしょうか。  |
| 1:48:58 | はい、わかりました。コメントの趣旨理解いたしました。その趣旨を踏まえて、資料の方にも修正をしていきたいと思えます。   |
| 1:49:06 | はい。規制庁西内ですそういう意味では明確に残しておくのであればSFB上部に限らないので、上部等でとかっていうことだと思いますが、はい。そういったところは設置可で対応いただければと思います。        |
| 1:49:21 | はい、承知いたします。   |
| 1:49:23 | 規制庁大塚です。SFPの部分で、ヒアリングの中でも確認しましたけども、   |
| 1:49:30 | 使用済み燃料ピットの図の黄色い部分ですね、水を張っている部分以外のところ、   |
| 1:49:36 | について、同じ感知区画の中については、一般エリアとして、消防法施行規則に基づいて、   |
| 1:49:44 | 感知器を設置するってことを資料の中に明示的に記載しておいてください。  |
| 1:49:51 | はい。大内いたしました。はい。そちらの方も記載したいと思えます。  |
| 1:49:59 | はい。規制庁西内です。じゃあ、続けてお願いします。   |
| 1:50:04 | はい。続いて各脱塩塔エリアの垂れ壁の状況がわかる資料と、  |
| 1:50:11 | それぞれの感知器の設置位置についても、   |
| 1:50:15 | 発電とエリア以外のバルブエリアについても感知器の設置位置がわかる。   |
| 1:50:20 | 知るように資料に記載すること。   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:50:23 | また、バルブエリアと脱塩塔エリアについて、空気の流れが、定性的にわかるように資料を見直すことということでこちらも記載を見直したいと思います。                          |
| 1:50:35 | はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。続けて最後ですかね。はい。よろしく申し上げます。   |
| 1:50:42 | はい。最後として火災の、  |
| 1:50:45 | への耐火能力として今回、タンクのS r tのタンク構造材の融点で説明をしていますが、  |
| 1:50:53 | それについて溶接部等の部分、  |
| 1:50:55 | については問題がないかということで、こちら、ちょっと事実を確認し、後日回答したいと思います。はい。   |
| 1:51:05 | すいません   |
| 1:51:08 | と書いてある通りなんですけれども、溶接な分等の部分の前に金属の紙伸縮とか伸びることが多分あると思うんですけどもそうした観点でということだけご理解いただければ、十分です。はい。         |
| 1:51:25 | はい、承知いたしました。  |
| 1:51:28 | こっち、今回、   |
| 1:51:33 | こちらの方で  |
| 1:51:35 | 確認事項としては以上だと思えますけれども、   |
| 1:51:38 | 規制庁様の方から何か追加でコメント等がありますでしょうか。   |
| 1:51:44 | あと規制庁ニシウチですけど衛藤。  |
| 1:51:47 | 保安水準の1個目基本設計方針とはいいの方ですかね。特定の範囲内でとか何かいろいろ書いてるんですけどそこら辺もちょっとわかるように説明するって話もなかったでしたっけ今入ってましたけど下に、   |
| 1:52:03 | 少々お待ちください。  |
| 1:52:26 | 九州電力の五島です。先ほど西内様からおっしゃられた内容をヒアリングの中で議論させ、議論、受け答えさせていただいたんですけれども、                                |
| 1:52:37 | ヒアリングの中では、今後、継続して確認していきますということでおっしゃっていただいていたんですけれども、当社としてもこの記載が適切なのかどうかというのは、検討をしておこうとは思っております、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:52:52 | コメントとして残させていただくかどうかという点ではいかがでしょうか。規制庁西内ですけど、我々も引き続き確認を進めるんですけど、今日時点ではまず、  |
| 1:53:04 | 今日口頭で説明いただいたような内容がわかるように、審査資料には追記しておいてくださいねということを行ったんですけど、  |
| 1:53:12 | というところだけまずお願いできればと思うんですけど。  |
| 1:53:18 | 要は特定の範囲内っていうところが何を意味するのかっていうのを今日口頭で説明いただいた部分が審査資料上で明確に読めなかったもので、そこら辺をまずどういう意図で書いてるのかっていうのを書いてもらえればいいのかと思います。        |
| 1:53:31 | 九州電力の後藤です。申し訳ありません今西井様おっしゃった内容確かに対応する旨、ご回答しておりましたので、コメント残して対応いたします。   |
| 1:53:42 | 以上です。はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。  |
| 1:53:46 | 他に全体として何かありますか、規制庁側から。  |
| 1:53:54 | よろしいですか。  |
| 1:53:56 | はい。   |
| 1:53:57 | はい。江藤それでは結構確認事項多岐にわたりますけども対応の方よろしく申し上げます。   |
| 1:54:05 | 最後にちょっと時間ん過ぎちゃってますけどもスケジュール感だけ確認をさせていただければと思います。ちょっと割と確認事項多岐にわたるので先ほど言ったようなのはテインも含めてちょっと優先度をつけて、資料は修正してもらえればいいのかなど。 |
| 1:54:21 | 思ってます。それとは別にベッ等個別の具体的なエリア、まさに保安水準を適用して、消防法施行規則通りに置かないようなエリア。  |
| 1:54:33 | ていうところに対する設計はP E T資料も出てくると思いますので、そういった資料を踏まえて、来週くらいにまたヒアリングを一度させていただいて、   |
| 1:54:42 | そのあとも続けてヒアリングをさせていただいて審査会合というような形で考えてますが、   |
| 1:54:51 | イメージ合ってますかね、九州電力の方。   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:54:58 | 九州電力の星子です。そのようなスケジュール感ということで、はい。こちらもそのようなイメージを持っておりますのでよろしくお願いたします。                              |
| 1:55:07 | はい。規制庁西内ですよろしくお願いたします。そういう意味では来週のアリングまでに間に合う部分があれば、資料は適時更新したものをまたご提出いたいで、                        |
| 1:55:16 | アリングを進めていきたいなと思ひますので引き続きよろしくお願いたします。具体的な日程調整とかまた東京支社を通じて事務的にご連絡ができればなと思ひますので、引き続きよろしくお願いたします。    |
| 1:55:29 | 全体通して本庁側から何かありますか。よろしいですか。   |
| 1:55:34 | 江藤オク調査官全体通して何かありますかよろしいですか。  |
| 1:55:38 | はい。ありがとうございます。本日のアリングかなり細かいところまで確認がさせていただきますと思うんですが、引き続き大井の先例ですとか、火災防護審査基準との整合性、そういったことに留意をしながら、 |
| 1:55:49 | 引き続き確認を進めさせていただきますければと思ひます。以上です。   |
| 1:55:55 | はい。江藤規制庁西内です。九州電力の方対応引き続きよろしくお願いたします。  |
| 1:56:02 | 今の点も含めて九州電力の方から何か全体通してありますでしょうかよろしいですか。  |
| 1:56:11 | 州電力の後藤ですこちらから、特にございません。以上です。   |
| 1:56:17 | はい。規制庁西内です。了解しましたそれでは今日のアリングはこれで終了にしたいと思ひますありがとうございます。   |
| 1:56:25 | ありがとうございます。ありがとうございました。  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。